

## 必要書類一覧（必要部数は各1部）

チェック	提出書類	備考
<input type="checkbox"/>	① 特定生産緑地指定申出書 (第1号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有権が共有の場合は、代表者名で申出してください。</li> <li>・申出者も②「特定生産緑地指定同意書」に記入・押印してください。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	② 特定生産緑地指定同意書 (第2号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地等利害関係人等全員（①の申出者を含む。）の同意が必要です。</li> <li>・ただし、相続税及び贈与税の納税猶予の適用に伴い税務署による抵当権が設定されている場合は、市が抵当権者である税務署から同意を取得しますので、記載不要です。</li> <li>・農地等利害関係人等とは、生産緑地について所有権（共有の場合はすべての所有権）、登記された抵当権等を有する方と、相続が完了していない場合のすべての法定相続人です。</li> <li>・全員の実印漏れがないようご注意ください。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	③ 土地登記事項証明書 (全部事項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1筆につき1部の提出が必要です。</li> <li>・3カ月以内に発行されたものを提出してください。</li> <li>・横浜地方法務局 厚木支局（厚木市寿町三丁目5-1）で取得できます。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	④ 公図の写し (上記③の地番が記載されたもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定するすべての筆（地番）の公図が必要です。1枚の公図にすべての筆（地番）が記載されていれば1部で結構です。</li> <li>・3カ月以内に発行されたものを提出してください。</li> <li>・当該地の区域を着色してください。</li> <li>・横浜地方法務局 厚木支局（厚木市寿町三丁目5-1）で取得できます。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	⑤ 印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・②に押印した申出者及び農地等利害関係人等全員分が必要です。</li> <li>・3カ月以内に発行されたものを提出してください。</li> <li>・土地登記事項証明書の住所と同じか確認してください。</li> <li>・複数の筆に対して1部で可能です。</li> <li>・複数箇所の生産緑地を所有している場合も1部で可能です。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	⑥ 現況写真	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1カ月以内に撮影（写真は全景のもの2方向）したものを提出してください。</li> <li>・別紙の写真貼付台紙をご利用ください。</li> <li>・写真は撮影日入りのものか、台紙に撮影日を記載してください。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	⑦ 相続関係家系図ほか (該当者のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続が完了していない方は、相続関係家系図の作成をお願いします。</li> <li>・書式は任意ですが、別紙の相続関係家系図の記入例をご参考ください。</li> <li>・すべての法定相続人が分かるように記載してください。</li> </ul> <p>※その他、法定相続人が確認できる書類を提出していただく場合があります。</p>
<input type="checkbox"/>	⑧ 委任状 (該当者のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理人により申出する場合は必要となります。書式は任意です。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	⑨ 特定生産緑地指定を希望しないことの申出書 (第3号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お持ちの生産緑地を<u>すべて特定生産緑地に指定しない場合</u>に必要です。</li> <li>・第3号様式を提出する場合は、他の書類の提出は必要ありません。</li> </ul>

※ 生産緑地の状況により、その他追加書類が必要となる場合があります。